

経済活性化をもたらしす 金融所得一体課税

さらなる一体化に向け、範囲拡大や 優遇制度が必要だ

中央大学法科大学院教授

森信 茂樹



○七年末に公表された○八年度与党税制改正大綱では金融所得一体課税に本格的に踏み込むことはなかったが、証券税制では譲渡損失と配当との損益通算と特定口座の活用が明記されるなど大きな前進もあった。投資家の利便と経済活性化のためにも、金融所得の一体課税をさらに進めることが必要だ。

配当も合算課税対象に 与党大綱で一步前進

迷走を続けていた与党の証券税制（金融所得一体課税）論議に決着がついた。自民党の「○八年度税制改正大綱」（○七年十二月一三日公表）によると合意の内容は以下のとおりである（図表）。

「上場株式等の配当および譲渡益にかかる税率については、○九年一月一日から○一〇年十二月

末日までの二年間は、五〇〇万円以下の譲渡益および一〇〇万円以下の配当について軽減税率一〇％を適用する。一一年一月一日以降は二〇％（所得税一五％、住民税五％）とする。○九年一月一日より、上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みを導入する。また、特定口座を通じて損益通算を行う方法については、証券会社のシステム開発等の準備が整った段階から適用可能とする」

〔図表〕 証券税制、現行と与党税制改正大綱の比較

	現行	与党税制改正大綱
譲渡所得	08年12月まで 10%軽減税率	09～10年、年間500万円 以下は10%
配当所得	09年3月まで 10%軽減税率	09～10年、年間100万円 以下は10%

※09年から譲渡損失と配当の損益通算を認める。
※09年から軽減税率は廃止。

今回の合意は、配当以外の金

融所得についての取扱いが記されておらず、金融所得一体課税の全貌は依然として不明確であることや、一一年までは申告の必要性が生じてくること等の問題があるが、当面の課題であった、配当を合算課税の対象とすること、特定口座の活用を図ることが記されている点で意義は大きい。

反映されなかった 二重課税の「調整」

折しも、筆者が座長を務めた「金融税制研究会」は、○七年一〇月に「金融所得一体課税」その位置づけと導入にあたっての課題」と題する報告書（以下、報告書）を公表した。報告書は、①現行の金融所得に対する課税の問題点、②金融所得課税一体化とは、③金融所得課税一体化の具体的な仕組み、の三章構成から成り、具体的提言として、配当を本則分離課税に変更し金融所得の税率を本則の二

○%にそろえ損益通算に加えること、配当の税率については二重課税の調整という観点から課税所得を半分にするという方法

で実質的に税負担の軽減を図ること、特定口座の一層の活用を図ること等をあげた。学者の研究報告書というより、銀行（全国銀行協会）と証券（日本証券業協会）の両業界が参加するとともに、租税法学者、弁護士、実務関係者、シンクタンク研究者、経済界（経団連）の専門家が十数回の議論を経てとりまとめた実践的な内容となっている。

報告書で指摘した「配当の税負担を二重課税の調整という観点から軽減する」という論理については、今回の自民党の大綱では取り上げられなかったが、金融所得課税一体化に向けての今後の具体的な検討の進め方、残された課題等の問題について検討を行っているので、参照いただきたい（注）。

機能不全に陥った 現行の包括的所得税

今回、あらためて金融所得一体課税の必要性について考えてみた。

金融所得一体課税が必要な理由は、わが国の金融税制を「資本に対する効率的な税制の構築」という世界標準に合わせ、投資家利便の向上だけではなく、高齢化のもとで貴重な資本の活用や企業の資金調達を効率化し経済活性化を図ることにある。世界の金融所得に関する税制の潮流は、累進課税せざるをえない勤労所得から金融所得を分離して、低率の比例税率で課税するというものである。北欧の二元的所得税に始まり、オランダ、ドイツで合意され、さらにはフランス、イギリスにも波及した考え方だ。このような税制は、OECD（経済協力開発機構）やIMF（国際通貨基金）でも、金融の国際化・金融技術

の発達のもとで、これまでの包括的な所得税に代わる新たな税制思想と位置付けられている。

背景には、包括的所得税の機能不全という問題がある。課税理論では、所得を課税ベースとする所得課税と消費を課税ベースとする消費課税の二つがあり、わが国を含む先進各国がこれまで理想として採用してきたのは資本所得と勤労所得等とを合算（総合課税）して累進税率を適用する包括的所得税である。しかしこの税制は、経済・金融等の複雑化のなかで、次のような多くの問題を生じさせている。

第一に、配当やキャピタル・ゲインに対し二重課税の問題を生じさせ、直接金融に比べて間接金融が有利となることなどから生ずる経済や企業活動のゆがみが経済効率（資本効率）を低下させるといふ点である。第二に、公平への高いプライオリティが税制を複雑にしたり、社会・経済政策上の観点からのさま

ざまな優遇措置の結果、課税ベースが大幅に縮小し税収調達能力の低下を招いているという問題だ。年金貯蓄、住宅投資、株式投資に対する優遇税制、重層的な人的控除等の導入により、包括的所得税の課税ベースはきわめて小さくなる。

また、減価償却制度と利子控除を組み合わせて損失を先取りするタックスシエルト（租税回避商品で、必ずしも違法ではない）が蔓延し資本効率をゆがめ、税務執行コストを増大させ、高額所得者層に租税回避行為が偏ることから垂直的公平性の問題も生じさせている。

そして最大の問題は、グローバルな資本移動が可能で今日、「足の速い」資本所得への高税率は税源の国外流出を招き、結果として可動性の低い労働、消費、土地等の課税ベースにシワ寄せをもたらす、経済、雇用に打撃を与えるという点である。このような問題意識を受けて、

より効率的な税制、経済成長促進型の税制として前述した北欧の二元的所得税が提言され、他の先進国に急速に波及していった。そして、わが国では「金融所得課税の一体化」としてとらえられ検討が続けられてきた。超高齢化社会を迎えるなかで、わが国の税制を世界の税制改革の潮流に沿った形で効率的なものに改め、貴重な貯蓄・資本を成長につなげていくことは急務である。

投資を促進させる 金融所得の損益通算

加えて、次のようなわが国特有の事情もある。日本の所得税は、所得をその源泉や性格に沿って一〇に分類（利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑）し、それぞれに応じた所得金額を計算し、原則として総合課税するという考え方をとっている。そのうえで、不動産、事業、山林、



「08年度大綱」を決定した自民党税制調査会
(07年12月13日)

譲渡の四つの所得において損失が生じた場合には、それを他の所得から控除する損益通算制度を定めている。ただし、株式譲渡損については株式譲渡益の範囲内ではか相殺を認めておらず、雑所得、生活に通常必要のない資産の損失は損益通算から除外されている。

このようなきめ細かい分類や制限は、経済情勢のめまぐるしい変化や金融技術の発展に伴い、税制の複雑性を増すとともに、コンプライアンスコストを増加させている。とりわけ、金融商品ごとに利子、配当、株式譲渡益、雑所得等に分類し異なる

る税制を適用することは、さまざまな問題を生じさせている。

そこで、多様な金融商品を一くくりにして同じ課税制度・税率にすることにより、金融商品間の中立性を確保し、また複雑な所得分類からくる課税の問題を解決し、タックスコンプライアンスの向上を図ることは、大きな意義が見いだせる。

また、金融商品の課税について、安定的・包括的・簡素な税制にすることは、新商品に対する税制上の取扱いが明確化するという効果が期待される。何より、利子、配当、株式譲渡益等の金融所得間にわたって損益通算・損失繰越しが認められる（たとえば利子・配当所得と株式譲渡損失）ことは、個人のリスクテイク能力を拡大し、投資を促進させる効果をもつのである。

損益通算の制限は 避けることが望ましい

金融所得課税一体化を実現

し、こうした利点を享受するためには、考慮すべき次のような課題もある。

①利子所得への範囲拡大

今後、一体化し損益通算を認める「金融所得」の範囲を拡大していくことが必要となる。公社債・公社債投信の課税のあり方や金融商品と一体となっている為替差益の取扱い等多くの課題があるが、最大の課題は、利子所得の取扱いである。報告書の作成には、全国銀行協会からも個人的資格で参加、利子所得を一体化していくことについての前向きな意見が寄せられている。まず特定口座を活用して一体化していくことになろうが、その際には証券会社と銀行の業際問題に発展しないよう中立的な設計にする必要がある。次に、損益通算に制限をつけるか否かという大きな問題がある。利子所得の税収減や損失を実現するタイミングが納税者側の任意であることを勘案すれば、

金融所得一体課税実現への課題

ば、ある程度の損失制限はやむをえないともいえるが、二元的所得税のもとでは、金融所得と勤労所得は遮断されるので、これまでのようにゴルフ会員権の譲渡損失と勤労所得は相殺できなくなる。そのことによる増収分があるので、システムの複雑性を勘案すると、損失制限はなるべく設けない方向で検討すべきと考える。

なお、金融所得という所得区分を設けることについては、定義がむずかしいのではないかと、いう反論が寄せられることがあるが、金融所得についての包括的な定義規定を設ける必要はなく、金融商品ごとに時代性のない中間分類として（既存の〇分類のくくりとして）定義していけばよい。

②システムと番号の問題
源泉徴収制度、資料情報制度、金融番号等、適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備について議論を

深めるとともに、すでに多数の投資家が利用している特定口座について、より利便性の高いものにするよう工夫することが必要である。報告書では、本人確認された特定口座を活用しつつ一体化を進めていく限りでは、番号制度の導入は必要がないという結論を出している。

また、特定口座における配当の一体課税化は、〇九年までは株券電子化のために金融機関に係るシステムの開発リソースが割かれており、新たな開発にあてる人員は確保できない。今回の決定により、システムの開発に要する二年程度の期間を考慮すると、一〇年一月から稼働するというのが最短の実現時期ということになる。

③優遇制度の導入
将来的には老後の資産形成に向けた自助努力を支援するため、特定口座のなかでの資産運用に対して、なんらかの課税優遇措置を講じることが検討すべ

きである。税制優遇の方法としては、アメリカのRO IRA（個人退職勘定）のように、特定口座の年間拠出に制限（たとえば年間一〇〇万円）をつけ、一定年齢後に引き出すことを条件に、運用益を非課税にする制度がふさわしい。

与党の〇八年度税制改正大綱を受けて、金融所得課税一体化がスピード感をもって実現に向かって進捗することを期待したい。

（注）報告書全文は、ジャバントックス・インスティテュートのHP（<http://www.jpunitax.jp/shineyaku/index.htm>）から入手できる。

もりのぶ しげき
法学博士。73年京都大学卒、同年大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京税関長、財務総合政策研究所長などを歴任。『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）など著書多数。

金融庁検査局職員募集

金融機関の検査事務等に従事する職員を募集します。

- 職 種 / システム系業務経験者
- 職務内容 / 金融機関等に対する検査業務（主にシステムリスク等に関する検査）、その他の業務（システムリスク等に関する検査の指導、助言及び個別検査班からの質問に対する回答業務）
- 応募条件 / IT関係（システム開発、情報セキュリティ等）について実務経験及び専門知識を有している方
- 募集人員 / 若干名
- 採用形態 / 一般の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定。＊国家公務員法等に基づく守秘義務等が適用されます。
- 給 与 / 任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給。＊金融検査等で出張する際には出張旅費等が支給されます。
- 勤 務 地 / 金融庁（東京都千代田区）
- 雇用期間 / 原則として2年程度
- 勤務時間 / 原則として9時30分から18時15分（週5日、土日祝日を除く）
- 応募方法 / 金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/>）の「採用情報」から所定の履歴書をダウンロードし、必要事項を記載して下記の宛先までご郵送ください。
- 選考方法 / 書類選考後、面接試験により可否を決定します。書類選考合格者には面接日を個別に郵送又はメールで連絡します。（専門知識を確認するため、課題に関するレポートを返って提出していただきます。）
- 応募締切り / 当面の間 ＊ただし、応募人員に達した時点で応募受付を終了する場合がありますので、予め御了承ください。
- 書類提出先 / 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館8階 金融庁検査局総務課管理第2係
- 問い合わせ先 / 金融庁検査局総務課管理第2係
TEL 03-3506-6000（内線2512）